

(その6)

1件当たりの金額が10万円以上のものにあつては、その基因となった事実ごとに記載すること。

(6) その他の収入												
摘 要	金 額										備 考	
			十億		百万		千			円		
T 銀行預金利子						1	0	0	0	0	0	○年9月16日
この頁の小計						1	0	0	0	0	0	
1件10万円未満のもの							5	5	0	0	0	
合 計						1	5	5	0	0	0	

1件当たりの金額が10万円未満のものにあつては、一括してその合計金額を記載すること。